

令和4年12月愛荘町議会定例会会議録

令和4年12月22日（木）午前9時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1 議案第58号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~

- 追加日程第1 議案第59号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 追加日程第2 議案第60号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第61号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第62号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第5 議案第63号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第6 議案第64号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第7 議案第65号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第8 議案第66号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）

~~~~~

- 追加日程第1 議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
 - 追加日程第2 議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
 - 追加日程第3 議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
 - 追加日程第4 議提第19号 議員派遣について
-

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 久保田 正 利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君 |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君 |

5番 村西作雄君
7番 上田太治君
9番 外川善正君
11番 瀧すみ江君
13番 辰己保君

6番 森野隆君
8番 高橋正夫君
10番 河村善一君
12番 竹中秀夫君
14番 村田定君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長 兼企画政策監	中西功君
教育長	徳田寿君	兼教育次長 兼教育振興課長	上林市治君
総務政策監	生駒秀嘉君	兼福祉政策監 兼ワクチン接種推進室長	森まゆみ君
産業政策監	北川三津夫君	みらい創生課長	西川傳和君
経営戦略課長	田中孝幸君	福祉課長	小林充周君
健康推進課長	木村美紀君	子ども支援課長	重田祐史君
住民課長	越後聡美君	建設・下水道課長	羽田順行君

事務局職員出席者

議会事務局長 青木清司 書記 伊谷一真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変御苦労さまでございます。令和4年12月愛荘町定例会最終日、よろしく願いいたします。着座にて失礼します。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第1、議案第58号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） 皆様、おはようございます。それでは、議案第58号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の20ページをお願いいたします。

令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,411万5,000円とするものでございます。

事項別明細書25ページをお開きください。

まず、歳入の部でございます。今回の補正予算の歳入につきましては、介護予防サービス給付費等の不足が見込まれるための歳出の増額に合わせ、歳入における国庫支出金、県支出金等の負担割合分の増額をお願いするものでございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は150万2,000円の増額。2項国庫補助金1目調整交付金も同様に31万7,000円の増額。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目の介護給付費交付金は 2 2 6 万 4, 0 0 0 円の増額。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は 1 2 2 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。

2 6 ページをお願いをいたします。8 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金は 1 0 4 万 9, 0 0 0 円の増額。2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は 2 0 3 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

続いて、2 7 ページをお願いをいたします。

歳出の部でございます。歳出の補正予算は、歳入の部でも述べさせていただきましたとおり、介護予防サービス給付費事業の利用者の増加により、サービス費に不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。

2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費については 4 5 0 万円の増額。4 項高額医療合算介護サービス費 1 目高額医療合算介護サービス費は 3 8 万 7, 0 0 0 円の増額。6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費は 3 5 0 万円の増額でございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第 5 8 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 全員起立であります。よって、議案第 5 8 号 令和 4 年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時06分

再開 午前9時06分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） お諮りします。ただいま議案8件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議案8件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第1、議案第59号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 失礼します。それでは、議案書の1ページ、それと条例等説明資料につきましても1ページをお願いをいたします。まずは議案書のほうをお願いをいたします。

議案第59号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。

続きまして、条例等説明資料のほうをお願いをいたします。そちらのほうで説明をさせていただきます。

愛荘町手数料条例の一部を改正する理由でございます。本町における行政手続オンライン化の推進のため、これまでその収納方法が現金に限定をされておりました手数料等について、現金によらない方法での収納が可能となるよう、今回改正を行うものでございます。

例えば、現在住民票の写しや課税証明書の発行手数料、ごみの処分手数料については現金で徴収をさせていただいておりますけれども、この条例をお認めを頂きましたら、今後、将来的でございますけれども、現金だけでなくキャッシュレス決済、オンライン決済を可能とするものでございます。

具体的な支払い方法につきましては、例えばクレジットカードやQRコード決済、

電子マネーなどが該当してまいります。すぐに様々なキャッシュレス決済が可能となるわけではございませんけれども、可能なものから進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

まず、条例の要旨でございます。第4条第1項中「現金で」を削るでございます。

次、施行期日についてですけれども、令和5年1月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第59号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第2、議案第60号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第60号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

議案書は2ページとなっております。議案書のほうをお願いします。

議案第60号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出するものでございます。

続きまして、別冊改正条例説明資料にて御説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

まず、本条例の改正理由でございますけれども、人事院の勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、これに準じて関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。

まず、第1条におきまして、第23条第2項勤勉手当の改正となります。基本的に職員の年間に支給される期末勤勉手当が4.3月分が令和4年から4.4月となり、0.1月分引上げとなるものでございます。そのうち、令和4年12月期支給分の勤勉手当については、支給済みの6月期勤勉手当分を12月期支給分で調整となっておりますので、100分の95であったものを100分の5とし、年間分0.1月分を増額するものでございます。

次、別表第1の俸給表の改正でございます。初任給及び若年層を重点に平均0.3%を引き上げるものでございます。

続いて、第2条でございます。第23条第2項勤勉手当の改正でございます。令和5年6月期支給分勤勉手当については、100分の95から100分の100として、0.05月分を増額。また、令和5年12月期支給分勤勉手当については、令和4年12月期支給分について、年間分0.1月分を第1条で増額しておりますので、その分の調整となりまして、100分の105を100分の100とするものでございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

施行期日でございます。第1条の部分、施行日は公布の日でございます。適用日でございますけれども、条例第23条第2項の改正を除く部分、すなわち俸給表の改正につきましては、令和4年4月1日、条例第23条第2項の改正、すなわち令和4年12月期支給の勤勉手当の改正については、令和4年12月1日となっております。第2条関係、令和5年支給分の勤勉手当の改正につきましては、施行日が令和5年4月1日でございます。

説明資料の5ページから25ページが新旧対照表でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第60号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第3、議案第61号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第61号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第61号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出するものでございます。

説明については別冊、改正条例説明資料にて御説明をさせていただきます。飛びますけれども、26ページをお願いいたします。26ページでございます。

本条例の改正理由でございますが、人事院の勧告に基づきまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、これに準じて関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。

まず、第1条におきまして、第2条第2項期末手当の改正となります。基本的な考え方につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同じとなっております。

第2条第2項ですが、令和4年12月期支給分の期末手当を100分の162.5であったものを100分の167.5に増額するものでございます。

続きまして、第2条におきまして、第2条第2項としまして、令和5年6月期支給分の期末手当を100の162.5から100分の165にするものでございます。また、令和5年12月期支給分の期末手当を100の167.5から100分の165に調整するものでございます。

施行期日でございます。第1条の部分、施行日は公布の日、令和4年12月1日適用となっております。第2条の部分でございますけれども、施行日は令和5年4月1日でございます。

説明資料の27ページ、28ページについては、新旧対照表でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己です。

今回出されている特別職の職員で常勤のものに関する条例の一部改正について云々を言うつもりはありません。ただ、町長の期末手当等に関わって、本当に町長が大事な町民の皆さんから頂いている報酬、期末手当、こういうものについて、どのように町長の政治姿勢といいますか、そういうものと兼ね合わせてちょっとお尋ねしますし、関連的でありますので、あとの裁量は議長に任せます。

先月の11月より、町長は指定管理において指定管理者の指定を行う条例に関して、結果としては議会は否決を、一部否決をしました。その否決をされたことをやっぱりどのように受け止めるのかということが、まず1つ問われてくるだろうというふうに思っています。と同時に、私は町長の政治姿勢といいますか、町民に寄り添うという、そこが欠けているのではないかというふうに私は推察をしています。というのは、先ほど言いましたように、11月に町長が提案していただいた指定管理者に係る条例改正といいますか、それに対して、11月の段階でもうかなり議会のほうからいろんな問題提起がなされたと思うんです。その問題提起を解決するというか、努力するとい

う姿勢は、私は見られなかったなど。

それが、この12月8日の本会議に正式提案といいますと、議案説明のときにされているわけですから、議案の説明がされたとき、12月8日、その後に採決、その結果として否決。私は、その後にその関係団体との話し合いをなされたと聞き及んでいるんですが、本当に議会との関係を良好に進めていきたい。そうした問題提起をどのように解決するかということにおいて、もっと真剣に取り組まれるべきではないだろうか。そういう点でどうであったのかと、議会に対する対応の問題点です。その点についてお伺いします。

もう1点は、議会から一般質問等でも出ています、公共施設の最適化に関して。しかし、それに対してもまともに、確かに経緯を言いますと、一昨年8月6日、8月11日の全協、そして9月の最終日に、当時の9月の本会議の最終日に、確かに庁舎に関する議案が、補正予算が出されて、提案され、可決されています。そうした経緯があって執行部としては動いていくというのは、そのこと自体は理解はします。しかし、その後の対応といいますか、本年ですけれども、要するに町民説明会を、住民説明会をなされました。しかし、その住民説明会でも、庁舎を取り巻く公共施設の、また公共用地の在り方、はっきりと言え、要するに警察署の官舎、警察官舎の払下げと申しますか、それを受け取った。こうした中で、状況が変わってきていると、周辺の。こうした中で、本来どうあるべきかはもっともっと議会にも説明を果たし、どういう、一緒に公共施設の在り方を検討していくという姿勢はこれっぽっちも見せられなかった。

これは、一般質問等々でもそういう指摘、提言がなされてきたはずですが、しかし、広報では、既成事実、公共施設の最適化を既成事実かのようにどんどんと連載として載せていく。これが本当にチェック機能の議会に対する政治姿勢なのか。町長の姿勢なのかどうか。この点については、やはりこうした会議録に残るといふか、こういうところでしっかりと答弁を頂いて、町長の今後の政治姿勢を見ていきたいということをお私に考えています。非常に私は、今のこの問題提起は、もしくは町長に対する見方と申しますか、これに対しては個人的かもわからないが、私はかなり議会の議員さんたちも一定、全てが同じではなくても、一定そういう見方をされている方が多いというふうに思っていますので、こうした関連質問をさせていただきました。

答弁が頂けるならよろしくお願いたします。

○議長（村田 定君） 条例改正に関して、町長の考え方を御答弁お願いします。町長。

○町長（有村国知君） 今ほど辰己議員から御質問を頂きました。関連というところもございましたけれども、あくまでこの条例ということで、議長から今御指名を頂きました。

様々な部分でございますけれども、私はやはりこの愛荘の町の持続可能性をしっかりと高めていくということは大変重要だというふうに思っております。1期目、そして2期目ということで、今年の2月に住民の皆様へ選挙という形を経て今、この立場を再びお預かりをさせていただいております。真摯に毎日この愛荘の行政を前進をさせていくために、全身全霊で私、業務に、その職責に当たらせていただいているというものであるというふうに存じます。この条例ということに関しては、人勧含めてのものでございますけれども、それは公共のものとしてこのように処置をさせていただいているものであるというふうに存じております。

引き続き、真摯にこの職責を果たしていくということを努めてまいりたいというふうに存じるものでございます。

○議長（村田 定君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第61号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり、可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第4、議案第62号 令和4年度愛荘町一般会計補

正予算（第8号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第62号を御説明をさせていただきます。

別冊、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。別冊、補正予算書の1ページでございます。

議案第62号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,754万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,842万6,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

補正予算書5ページをお願いいたします。5ページでございます。

繰越明許費8款土木費2項道路橋梁費、事業名、町道橋梁維持修繕事業、金額が3,800万でございます。今年度予算化させていただいております深草地先の中古橋と長野地先の野良田湯川橋の設計積算業務と維持修繕工事について、設計積算において、見積りによる設計額が必要となっておりますけれども、辞退が多発し、価格が決定できず、算出ができない状況が続いてございました。現在は、工事費の算定の見込みが立ちましたけれども、年度末までの工事完了が見込めないため、委託料を含め、工事請負費を繰越しするものでございます。

次に、各科目の補正額及び主な内容の説明をいたします前に、今回の補正の主なものを申し上げます。今回の補正につきましては、4月等の人事異動に伴う予算の組替え等による予算の増減、また、先ほどお認めいただきました人事院勧告等による職員、特別職含む勤勉手当、期末手当、給与改定に伴う予算の増減、それと会計年度任用職員について報酬単価を一部改正をさせていただきましたので、よろしく願いをしたいと思っております。それらの影響によりまして、報酬、給与、手当、共済費について、補正により増減をさせていただくというものが主なものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明に入りますけれども、事項別明細書8ページをお願いいたします。

8 ページでございます。

まず、歳入でございます。14 款国庫支出金 2 目民生費国庫補助金 2,990 万円の追加は、国の出産・子育て応援交付金でございます。内訳といたしまして、出産・子育て応援給付金といたしまして 2,500 万、伴走型相談支援といたしまして 50 万円、システム構築導入費といたしまして 440 万円でございます。国の補助率は 3 分の 2 となっております。

続きまして、15 款県支出金でございます。2 目民生費県補助金 637 万 5,000 円の追加は、同じく出産・子育て応援交付金の県負担分でございます。内訳といたしまして、出産・子育て応援給付金といたしまして 625 万、伴走型相談支援といたしまして 12 万 5,000 円となっております。県費負担につきましては 6 分の 1 となっております。町の一般財源と同じでございます。

次、18 款繰入金 1 目財政調整基金繰入金 127 万 1,000 円の追加は、財源調整によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。9 ページをお願いいたします。

1 款議会費 1 目議会費 122 万 7,000 円の追加は、一般職員 2 名分に関する補正でございます。

下段、2 款総務費 1 目一般管理費 1,199 万円の減額については、町長、副町長及び一般職員 24 名分の補正でございます。その下、4 目会計管理費 1 万 6,000 円の追加は、会計年度任用職員 2 名分の期末手当実績による増加でございます。その下、6 目企画費 1,000 円の追加は、会計年度任用職員 1 名分でございます。

10 ページでございます。2 項徴税费 1 目税務総務費 430 万 4,000 円の減額は、一般職員 10 名分に関する補正でございます。その下、3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 19 万円の減額は、一般職員 10 名分の補正でございます。

下段、5 項統計調査費 1 目統計調査総務費 13 万 4,000 円の追加は、職員 1 名分となっております。

11 ページをお願いいたします。下段、3 款民生費 1 目社会福祉総務費 1,469 万 8,000 円の減額は、職員 17 名分に関する補正でございます。2 目社会福祉施設費 5 万円の追加は、会計年度任用職員 4 名の報酬改定の関係でございます。7 目国民健康保険費 51 万 6,000 円の減額は、国民健康保険事業特別会計への一般会計から

の職員人件費の繰り出し分でございます。下段、12目介護保険費2万7,000円の減額は、上記と同様、介護保険事業特別会計への繰り出し分となっております。その下、14目後期高齢者医療費7万7,000円の追加につきましても、上記同様、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費4,280万の追加につきましては、これは国の出産子育て応援交付金事業に伴う経費の計上でございます。

この事業を少し御説明をさせていただきます。この事業については、妊産婦、子育てが家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで身近な伴走型の相談支援と経済的支援を併せ、パッケージとして支援を実施するものでございます。特に経済的支援につきましては、妊娠届出時及び出生届出後、それぞれにおいて1人ずつにつき5万円ずつを交付するものでございます。

まず、7節報償費64万円につきましては、伴走型相談支援に係る保健師等の謝礼でございます。11節役務費26万円につきましては、出産・子育て応援給付金の支給に係る通信運搬費等でございます。12節委託料440万円につきましては、給付金の給付に係るシステム開発業務委託料でございます。18節負担金補助及び交付金3,750万円につきましては、出産・子育て応援給付金として、先ほども申しましたように、妊娠届出時及び出生届出後のそれぞれにおいて1人につき5万円ずつを交付するものでございます。

続いて下段、4目保育園費546万1,000円の追加は、職員19名分に関する補正、その下、5目児童福祉施設費150万円の減額は、職員1名分ですけれども、年度途中から育児休業、実績分の減によるものでございます。

下段、4款衛生費1目保健衛生費総務費110万4,000円の追加は、職員4名分の補正でございます。

13ページをお願いいたします。上段から3目環境衛生費2万6,000円の追加は、会計年度任用職員1名分の報酬改定。4目保健衛生諸費89万8,000円の追加は、職員11名分に関する補正。その下、6款農林水産業費2目農業総務費213万円の追加は、職員5名分。その下、5目農地費168万5,000円の増額は職員1名分となっております。

14ページをお願いいたします。下の表からです。7款商工費1目商工総務費7

78万2,000円の追加は、職員6名分に関する補正。3目観光費13万2,000円の追加は、会計年度任用職員1名分。

15ページでございます。8款土木費1目土木総務費1,141万1,000円の追加は、職員7名に関する補正。その下、2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費45万の追加は、職員2名分の補正でございます。4項都市計画費2目下水道費87万3,000円の減額は、下水道事業会計への繰出金となっております。これも人件費絡みでございます。

16ページをお願いいたします。下段、5項住宅費2目小集落地区改良事業2万4,000円の追加は、職員1名分、9款消防費1目非常備消防費11万円の追加は職員2名分。

続きまして、10款教育費2目事務局費323万5,000円の減額は、教育長及び職員13名分に関する補正。

次、17ページをお願いいたします。2項小学校費1目学校管理費1万6,000円の追加は会計年度任用職員1名分、下段の4項幼稚園費1目幼稚園費287万4,000円の減額は、愛知川、秦荘両幼稚園職員18名分の補正となっております。5項社会教育費1目社会教育総務費529万1,000円の追加は職員3名分。

18ページをお願いいたします。7目図書館費318万2,000円の減額は、愛知川秦荘両図書館職員10名分となっております。11目博物館費3万9,000円の追加は、会計年度任用職員分。下段、6項保健体育費1目保健体育総務費2万4,000円の追加は、これも会計年度任用職員1名分。3目給食費4万6,000円の追加は、職員2名分に関する補正となっております。

あと、予算書の19ページは特別職の給与費明細書、20ページから22ページは一般職の給与費明細書となっております。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 河村善一です。

今、補正予算説明されましたうち、とりわけ出産・子育て応援交付金についてお尋ねしたいと思います。

昨年の出生数は全国で81万1,604人でありまして、今年の出生数は80万に達しないのではないかとというようなところから、国が令和4年度の第2次補正予算としては1,267億円の交付金が第2次予算として決められ、今回愛荘町でも令和4年度の出産・子育て応援交付金の説明があり、今回提出されているところだろうと思います。

それで、ちょっと予算書の中で8ページなんですけれども、この歳入と歳出のちょっと確認だけしておきたいと思います。今、総務政策監のほうから国庫支出金、県支出金については詳しく内訳の説明もありましたので、納得いたしました。それで、繰入金のご金額でございます。127万1,000円という金額ですけれども、この内訳としては、町としては652万5,000円の支出であり、給与等の見直しによるマイナス525万4,000円であつたらうと思うんです。そここのところの確認をしておきたいと思います。

それと、結局、もう1つは、歳出のところの12ページのところなんですけれども、委託料として出産・子育て応援給付金給付システム開発業務の委託料の440万は納得いたしましたし、交付金の出産・子育て応援給付金は3,750万のところなんです。2つはすぐ分かるわけですけど、全協の説明であつた伴走型相談支援の75万円と事務費の15万円はどれに当たるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（村田 定君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 繰入金の財源調整の部分、127万1,000円の部分でございますけれども、これは子育ての関係の6分の1の、町の分もちろん入っております。その後、先ほど言っていただきました人件費の関係でございます。人勧については増えるということでございますけれども、そのほか会計年度任用職員とか育児休業、そういったものの実績分等も踏まえますと、差引きさせていただきます。こういう金額になるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答えいたします。

伴走型相談支援事業ということで、先ほども説明をさせていただきましたけれども、保健師の雇用の分で人件費、上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） この12ページのところが、伴走型と書いてないもので、金額は90万円ですかね。75万と15万、これが保健師等謝礼64万、通信運搬費手数料、合わせて90万円になるのでこれに当たるのかなというように推測しているわけですが、これなんだろうと思いますけども、次、もう1つ質問しておきたいと思います。

今回の出産・子育て応援交付金については、厚生省のホームページの中では、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済支援のイメージとして紹介されています。愛荘町での取組としても、妊娠期から出産・子育て伴走型相談支援としての面談すると。ホームページでも3回の面談が書いてありました。それと併せて、経済的な支援、お金を支給するだけじゃなくて、いろいろ妊産婦の相談に応じて、ある意味では両親学級、地域子育て支援拠点、産前産後ケア、一時預かり等の支援もやっていくべきではないかと、いろいろ、やはり相談に応じた妊婦の困ったというか、相談に応じて、町もいろいろ対応していただきたい。それが今回の目的ではないかなと思うんですけど、そのことについてどのように考えておられるか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申し上げます。

今ほど御説明、御質問いただきましたように、まず面接については3回の面接を必要とされております。妊娠期、つまり母子手帳交付時に一度面接のほうをさせていただきま。これについては、既に愛荘町のほうさせていただいております。

2回目の面接については、8か月、妊娠8か月のときの面接になります。これについては、現在健康推進課内でも検討しているんですけども、町のほうで既にふれママ教室ということで、お父様、お母様が入ってくださる教室、先にさせていただいておりますので、これを活用させていただこうかなというふうに考えております。

また、3回目の面接というのは出産後になります。これについても、町のほうでは既に新生児訪問を全数させていただいているので、それを活用させていただこうと思っております。また、国のほうで言っています産後ケア、産前産後ケアにつきましても、既に愛荘町のほうは進めさせていただいておりますので、それをより充実させていきたいなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 今後のスケジュール、今日のこれが決まれば、要綱等、あるいは26日に自治体に対する説明があると聞いておりますけど、要綱等をつくられていくと思います。できるだけ早い支給、やはり待ち望んでおられるのではないかなと思います。だから、そういう予定についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 今後の予定のほうについて御説明させていただきます。お答えさせていただきます。

議員、先ほどありましたように、今度、26日に自治体宛てに国のほうから説明会がございます。

早期に町のほうとしてもどのように進めていくかということで、要綱のほうを定めさせていただきます。給付金に係りますものにつきましては、システム改修等、時間を要するものでして、まず、先に伴走型相談支援という形で、妊娠された方の訪問、面談、相談とかを進めていきたいと思っております。

システム改修につきましては、もう業者のほうにどのような形で進めるか、内容等は打合せさせていただいておるものの、システムが導入されなければ支給等が開始することは非常に難しいものでございます。早急には対応したいと思っておりますが、システム改修には大方一月ぐらいは改修必要ですので、例年の給付金等の流れからしますと、2月の中旬、もしくは下旬という形で早急に対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村田 定君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、議案第62号 令和4年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第5、議案第63号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第63号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の23ページをお開きお願いをいたします。

令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,077万円とするものでございます。

事項別明細書の28ページをお願いをいたします。今回の補正予算につきましては、人事異動、人事院勧告による職員人件費の減額、及び国民健康保険税の還付に係る増額をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。10款繰入金1目一般会計繰入金6節の職員給与費等繰入金の事務費繰入金51万6,000円の減額は、先ほど申し上げました人事異動、人事院勧告によるものでございます。

続いて、11款繰越金2目その他繰越金1節のその他繰越金の61万5,000円の増額は、一般被保険者の国民健康保険資格喪失に伴い、国民健康保険税の還付を行うために増額をお願いするものでございます。

続いて、29ページをお願いをいたします。

歳出でございます。1款総務費1目一般管理費の2節給料21万8,000円の減額

と3節職員手当等の29万8,000円の減額は、人事異動、人事院勧告によるものの減額でございます。

10款諸支出金1目一般被保険者保険税還付金22節の償還金利子及び割引料61万5,000円の増額は、一般被保険者による資格喪失届が遡及して提出されたことに伴い、国民健康保険税の還付分を増額するものでございます。

次のページの30ページから32ページにつきましては、補正後の給与費明細書でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第63号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第6、議案第64号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第64号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の33ページをお開きください。令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業

特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,275万9,000円とするものでございます。

事項別明細書38ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、人事異動、人事院勧告によります職員人件費について補正をお願いをするものでございます。

まず、歳入の部でございます。4款繰入金3目職員給与等繰入金は7万7,000円の増額でございます。

次のページ、39ページでございます。歳出の部でございます。1款総務費1目の一般管理費2節給料の15万8,000円の増額。3節職員手当等は13万4,000円の減額。4節共済費は5万3,000円の増額でございます。

次のページ、40ページから42ページにつきましては、補正後の給与費明細書でございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第64号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第7、議案第65号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、議案第65号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の43ページをお願いいたします。

令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ58万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,353万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の48ページをお願いいたします。歳入の部でございます。歳入の補正につきましては、人事異動、人事院勧告及び会計年度任用職員の経験期間反映によります職員の人件費について、国庫支出金、県支出金、繰入金を負担割合分で減額等の補正をお願いするものでございます。

まず、3款国庫支出金4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は26万5,000円の減額でございます。

5款県支出金2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は13万2,000円の減額。

8款繰入金2目その他一般会計繰入金1節事務費繰入金は10万5,000円の減額。4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は13万2,000円の減額。2項の基金繰入金1項介護給付費準備基金繰入金1節介護給付費準備基金繰入金は15万8,000円の減額でございます。

続いて、49ページをお願いいたします。歳出の部でございます。歳出におきましても、先ほどの歳入と同様、人事異動、人事院勧告及び会計年度任用職員の経験期間反映によります職員の人件費について補正をお願いするものでございます。

1款総務費1目一般管理費3節職員手当等は10万5,000円の増額。

4款地域支援事業費1目地域包括支援センター運営費の3節職員手当等は60万円

の減額。4節共済費は20万円の減額。8目生活支援体制整備事業費1節報酬は11万3,000円の増額でございます。

次のページの50ページから52ページは、補正後の給与費明細書でございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第65号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第8、議案第66号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 失礼いたします。それでは、議案第66号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の53ページをお願いいたします。53ページでございます。

第1条、総則、令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和4年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、支出とも87万3,000円の減額をお願いするものでございます。詳細につ

きましては、補正予算の概要16、17ページを御覧いただきたいと思います。

まず、16ページでございます。収入、第1款下水道事業収益1節の他会計補助金でございます87万3,000円の減額は、人事異動、人事院勧告によるものでございます。

17ページ、支出、第1款下水道事業費用2目総係費の節でございますが、給与、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費合わせて87万3,000円の減額は、人事異動、人事院勧告によるものでございます。予算書のほうに戻っていただきまして、予算書56ページにはキャッシュフローの計算書、57ページからは給与費明細書、61ページには予定貸借対照表を添付いたしております。

御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第66号 令和4年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時04分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村田 定君） お諮りします。ただいま議提4件が提出されました。これを

日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議提第16号～議提第18号の上程、説明、決定

○議長（村田 定君） 追加日程第1、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第3、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出がありました。閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

◎議提第19号の上程、説明、採決

○議長（村田 定君） 追加日程第5、議提第19号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、議提第19号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり、議員を派遣することに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議長（村田 定君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（村田 定君） 町長、閉会挨拶をお願いします。町長。

○町長（有村国知君） 令和4年12月愛荘町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、条例案件5件、指定管理者の指定案件3件、契約議決案件1件、補正予算案件8件、合わせて17案件でございます。慎重審議の上、指定管理者の指定案件2件を除く15案件につき御議決を頂き、誠にありがとうございました。

去る12月8日の定例会2日目にお認めいただきました補正予算では、物価高騰対策といたしまして、民間の5つの保育園に対し、燃料費等を対象とした補助金を交付させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、学校給食において黙食が続いているこの期間を鑑み、デザートを提供日を月2回から月4回程度とすることで、児童生徒の楽しみの時間を増やし、学校給食の充実を図ります。

また、本日お認めいただきました補正予算では、出産・子育て応援給付金事業として、妊婦、子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施してまいります。伴走型相談支援では、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐものでございます。また、経済的支援では、妊娠届出時に妊婦1人につき5万円を、出生届出後に子供1人につき5万円を交付するものでございます。全ての妊産婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援してまいります。いずれの事業につきましても、円滑な実施に努めてまいります。

なお、今期定例会で御議決を頂けませんでした湖東三山館あいしょう及び中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定に係る議案につきましては、しっかり御利用いただける体制に向けて対応を進めてまいりたいと考えております。

令和5年におきましても、愛荘町に住む全ての世代の皆様が愛荘町に愛着と誇りを持ち、この町で生まれてよかったと思っただけけるよう、愛荘町のさらなる発展に全力で取り組む所存でございます。

年の瀬も迫ってまいりました。結びに、来るべき新年が幸多きものとなりますことを心から願うものです。議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御健康と御多幸を心から御祈念を申し上げます。よい年末年始をお迎えください。ありがとうございました。

○議長(村田 定君) これをもって、令和4年12月愛荘町議会定例会を閉じます。
大変御苦勞さまでした。

閉会 午前10時11分

上記会議の次第は事務局長 青木清司の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 2 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 3 番